南日本新聞　平成28年12月8日

鳥獣捕獲水増し申請か

霧島市任命隊 市が報償支払い保留

国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」に絡み、霧島市が任命した捕獲隊の5人が、シカやイノシシなどの捕獲頭数を水増し申請し、報償費を不正に受給しようとした疑いがあることが、7日分かった。捕獲した同じ動物の写真を使い回していた可能性などがあり、市が調査を進めている。同日あった同市議会12月定例会一般質問で、市当局が答えた。

今年9月、市に情報提供があった。市の調査で、同じ個体の写真を複数の角度から撮影して使い回した可能性があることが判明。報償費支払いの対象にならない狩猟期間中に捕獲した個体の尾と両耳を、証拠として提出した疑いもあるという。

市の聞き取りなどに対し3人はおおむね不正を認めているが、残る2人は否定している。市は現在、今年4〜6月の捕獲分を調査中で、約50頭の写真について不正の疑いが見つかった。報償費は同期間分の約50万円の支払いを保留している。

有害鳥獣による農林水産物被害の防止を目的に、市は国の補助を受け2013年7月から捕獲隊員に報償費を交付。受け取るには、個体の尾と両耳と写真の提出が必要。イノシシとシカに1頭1万2千円、アナグマには1頭4千円を支払う。

市は猟友会からの推薦を受け、捕獲隊員として257人を任命。主に狩猟期間外の3月中旬〜10月、隊員に捕獲指示を出している。

市林務水産課は「過去の捕獲分も調べて、年度内に結果をまとめたい」としている。